

京都地方税機構情報公開条例施行規則

平成 21 年 8 月 19 日
京都地方税機構規則第 3 号

(公文書公開請求書の記載事項等)

第 1 条 京都地方税機構情報公開条例（平成 21 年京都地方税機構条例第 4 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 連絡先（法人その他の団体にあつては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先）
- (2) 求めようとする公開の方法

2 条例第 6 条第 1 項に規定する請求書は、公文書公開請求書（別記第 1 号様式）によるものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する場合 公文書公開決定通知書（別記第 2 号様式）
- (2) 公文書の一部を公開する場合 公文書部分公開決定通知書（別記第 3 号様式）

2 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第 7 条各号を理由として公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書（別記第 4 号様式）
- (2) 条例第 10 条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）（別記第 5 号様式）
- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書（不存在等）（別記第 6 号様式）

(公文書公開決定等期間延長通知書)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

(公文書公開決定等の期限の特例通知書)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

(事案の移送通知書)

第5条 条例第14条第1項の規定による通知は、事案の移送通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第6条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 公開請求に係る公文書に記録されている広域連合及び請求者以外のものに関する情報の内容

（2） 意見書の提出期限

2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 公開請求に係る公文書に記録されている国、地方公共団体及び請求者以外のものに関する情報の内容

（2） 意見書の提出期限

（3） 公開決定をしようとする旨及びその理由

3 条例第15条第2項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書（別記第10号様式）により行うものとする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（公開の実施等）

第7条 閲覧による公文書の公開は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 広域連合長は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公開の請求に係る公文書1件につき1部とする。

（電磁的記録の公開の方法）

第8条 条例第16条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

（1） 録音テープ又は録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

（2） ビデオテープ又はビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

（3） その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、広域連合長が適当と認める方法

ア 当該電磁的記録を用紙に印刷したものの閲覧又は写しの交付

イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

（令5規則3・一部改正）

(審査会諮問通知書)

第9条 条例第19条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(平28規則3・一部改正)

(審査請求人等に関する情報の公開実施日等通知書)

第10条 条例第20条において準用する条例第15条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく公開実施日等通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(平28規則3・一部改正)

(運用状況の公表)

第11条 条例第26条の規定による運用状況の公表は、請求件数、公開及び非公開の決定状況その他必要な事項を広域連合の掲示場に掲示することにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。